

令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度の「健全化判断比率」並びに「資金不足比率」を公表します。

この法律は、地方公共団体の財政健全化に関する比率等を町民の皆様に公表することにより、財政危機の早期発見や公営企業の経営の健全化を図ることを目的としています。

地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」に区分され、早期健全化段階や財政再生段階に陥った場合には、財政健全化計画、財政再生計画を策定し財政健全化を図ることとなります。

○健全化判断比率

本町においてはいずれの指標も「健全段階」にあり、数値も徐々に改善しております。しかしながら実質公債費比率及び将来負担比率は依然として県内で高い水準にありますので、引き続き財政の健全運営に努めてまいります。

【健全化判断比率】 (単位: %)

	健全化判断比率	(前年度)	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	—	(—)	14.56	実質収支額 280,688千円
連結実質赤字比率	—	(—)	19.56	実質収支額 497,502千円
実質公債費比率	11.2	(11.4)	25.0	
将来負担比率	19.7	(27.2)	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算定されない場合は、「—」と記載。

○資金不足比率

本町においては資金不足が生じている公営企業会計はありません。

【資金不足比率】 (単位: %)

会 計 名	資金不足比率	(前年度)	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	(—)	20.0	剰余額 60,387千円
簡易水道特別会計	—	(—)	20.0	剰余額 8,897千円
下水道事業特別会計	—	(—)	20.0	剰余額 5,284千円

※ 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と記載。

健全化判断比率とは？

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

〔算式〕 一般会計等の赤字額／標準財政規模

2 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率。

〔算式〕
$$\frac{(\text{実質赤字額} + \text{資金不足額}) - (\text{実質黒字額} + \text{資金剰余額})}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率。

〔算式〕
$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$
 の3か年平均

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

〔算式〕
$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には「早期健全化段階」となり、議会の議決を経て財政健全化計画を策定し、財政の健全化を図っていくこととなります。

資金不足比率とは？

各公営企業会計ごとの資金不足額の、事業規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図っていくこととなります。